

○大分県食育推進条例

平成二十七年十二月二十四日

大分県条例第五十号

大分県食育推進条例をここに公布する。

大分県食育推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 基本的施策(第十条—第十八条)

第三章 大分県食育推進会議等(第十九条・第二十条)

附則

「食」は心身の健康にとって、その基本となる極めて大切な要素である。とりわけ、将来の大分の発展を支える子どもたちが豊かな人間性を育み、健全でたくましく育つためには、何よりも「食」が重要である。また、大分県は山、海、川、温泉等豊かな自然に恵まれており、気候、風土及び歴史に根付いた特色ある多様な「食」の文化が育まれている。

しかしながら、近年、若い世代の朝食の欠食、生活習慣病の増加等「食」を取り巻く多くの問題が生じている。

こうした状況の中、県民が健康で豊かな生活を実現するためには、私たち一人ひとりが、自然の恩恵と食に関わる人々の活動への感謝の念及び理解を深めつつ、「食」に関する正しい知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を培うことが極めて重要である。

このような認識に立ち、私たち県民は、県、市町村及び県民等の連携と協働により、家庭、学校及び地域の食育に関わる人々の相互理解を深め、生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して食育を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、食育の推進に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するよう推進されなければならない。

- 2 食育は、県民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っていること及び食に関わる人々の様々な活動により支えられていることについて、感謝の念及び理解が深まるよう配慮して行わなければならない。
- 3 食育は、県、市町村及び県民等の連携と協働により行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(県民の役割)

第四条 県民は、食育において家庭が重要な役割を担っていることに鑑み、食に関する知識を深めるとともに、生活のあらゆる分野において、生涯にわたって健全な食生活の実現を図るよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第五条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する団体は、食育における教育等の重要性に鑑み、あらゆる機会と場所を利用して、それぞれの分野において、積極的に食育の推進に努めるものとする。

(農林水産業者等の役割)

第六条 農業、林業又は水産業(以下「農林水産業」という。)を営む者及び農林水産業に関する団体は、食育における食料生産の重要性に鑑み、安全な食料を供給するとともに、食料生産の過程における様々な体験活動等を通じて県民の自然の恩恵に対する感謝の念及び食に関わる人々の活動に対する理解が深まるよう食育の推進に努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第七条 食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供(以下「食品関連事業」という。)を行う事業者及び食品関連事業に関する団体は、食品の安全性の確保が健全な食生活の基盤であることに鑑み、安全な食品を提供し、食に関する情報を提供するとともに、その事業活動に関し自主的かつ積極的に食育の推進に努めるものとする。

(市町村との連携)

第八条 県は、食育の推進に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、食育の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(家庭、職場及び地域社会における食育の推進)

第十条 県は、家庭、職場及び地域社会において、県民の健全な食習慣が確立されるよう、食生活の改善に取り組む団体、栄養士その他の食育に携わる者と連携し、栄養及び食習慣に関する知識の普及その他の食育の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第十一条 県は、学校、保育所等において、子どもの健全な食生活の実現を図り、食に対する感謝の念及び理解が深まるよう、栄養教諭その他の食育に携わる者と連携し、食に関する体験活動の機会の提供その他の食育の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進等)

第十二条 県は、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食に対する県民の理解と関心の増進を図るため、生産者と消費者との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の促進)

第十三条 県は、食と農林水産業の関わりについて県民の理解を深め、豊かな食生活の実現に資するため、県内で生産された農林水産物が県内において積極的に消費されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(食文化の継承のための取組の促進)

第十四条 県は、県内の伝統的な食文化の継承を推進するため、地域の食文化を次世代へ伝える活動の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した食育の推進)

第十五条 県は、食育の推進に当たっては、食品廃棄物の発生抑制及び再生利用に関する県民の理解が深まるよう必要な措置を講ずるものとする。

(食育活動者の育成等)

第十六条 県は、健全な食生活を営む上で必要な知識及び技術の普及啓発のため、市町村と連携し、食育の推進に関する活動に携わる者及び団体の育成及び支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進に関する情報提供等)

第十七条 県は、食育を推進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(おおいた食の日及びおおいた食育ウィーク)

第十八条 十一月十九日をおおいた食の日とし、当該おおいた食の日の属する週をおおいた食育ウィークとする。

2 県は、前項のおおいた食の日及びおおいた食育ウィークに、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事を重点的かつ効果的に行うものとする。

第三章 大分県食育推進会議等

(大分県食育推進会議)

第十九条 食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、大分県食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)を置く。

2 食育推進会議は、大分県食育推進計画を作成し、及びその実施の推進に関する事項を審議する。

3 食育推進会議は、委員二十五人以内で組織する。

4 委員は、食育に関して知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(大分県食育推進計画)

第二十条 大分県食育推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 食育の推進に関する活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。